

(23. 9. 29 送信)

内閣府ホーム > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

行政刷新会議事務局国民の声担当室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

- 提案事項名(タイトル)
(50字以内におまとめください。)
- ※必須
- 税理士資格について、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立を提案する。
- 提案の視点
- ※必須
- 規制・制度の撤廃や見直し
- 提案の具体的内容
(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)
- ※必須
- 税理士法第3条を改正し、弁護士・公認会計士に対する税理士資格自動付与制度を廃止するとともに、税務官公署等行政実務経験者などに対する税理士試験免除を廃止することを求める。また、税理士法51条を削除するとともに、弁護士法第3条第2項の規定から税理士の事務を削除することを求める。
- 提案理由
(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)
- ※必須
- 税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、原則として税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。本来、国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行しえる高度な専門的能力(資質)を備えた者(有資格者)に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が客観的・公正・公平に十分検証されていることを保証する必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観の入る込む余地がなく統一的な条件により実施することが可能な国家試験によって行うことである。よって、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある「税理士業務」を行う者は、当然に税理士としての資質を検証するための国家試験である税理士試験に合格し税理士資格の有資格者となるべきであり、税理士試験に合格していない弁護士および公認会計士に対する税理士資格自動付与ならびに税務官公署等行政実務経験者などに対する税理士試験免除は廃止すべきである。なお、税務官公署等行政実務経験者が、税理士試験を免除され特権的に税理士資格を取得することは、実質的には公務員の天下りであり国民の理解は得られないことも付言しておく。
- 根拠法令等
- ※必須
- 税理士法第3条、6条、7条、8条、51条、弁護士法第3条
- 制度の所管省庁
(複数選択も可)
- ※必須
- 金融庁、法務省、財務省
- 提案主体名(会社名・団体名)
(個人の場合は「個人」と記入してください。)
- ※必須
- 全国青年税理士連盟
- 会社名・団体名の公表の可否
- ※必須
- 公表
- 提案主体分類コード
- p任意団体
- 提案者氏名(非公表)
(会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。)
- 法対策部長 福島重典

※必須

○電話番号(非公表)

03-3354-4162

※必須

○電子メールアドレス(非公表)

zensei@khaki.plala.or.jp

※必須

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.